

編集後記

昨年 11 月に編集委員長を拝命し、近く任期を終える。大層な職名を頂いているが、委員会内では行政法の行政概念の控除説に例えられ、担当者のいない仕事を引き受けるという役回りである。もっとも、これにより忙殺されるかもしれないという不安は杞憂であった。12 期からの留任者をはじめ、優秀な学友たちが率先して種々の作業を引き受けてくれたためである。

優秀な学友といえば、海外の名門校では、法曹として大変な栄誉であるローレビューの編集委員になるための競争が極めて激しいと聞く。本学では、委員選考の論文コンテストなどは存在しない。それにもかかわらず、私を除く他の委員は私の知る限り本学で最も優秀な面々であった。そのような学友や、学術の第一線で活躍する教員とともに議論し、本誌を作り上げることの意義は計り知れず、私自身間違いなく入学以来最も貴重な経験であった。この場を借りて御礼を申し上げる。私のような単に好奇心が旺盛な方はもちろん、学友や教員の卓絶した知性に触れ、さらなる高みを目指したい優秀な後輩たちにも、引き続きローレビューを盛り上げていただきたい。

そのために欠かせないのは、編集委員だけでなく、第一義的には学生投稿者の皆様の存在である。本年は 10 編の投稿をいただき、1 編のみの掲載とした。昨年までと同様、不掲載となった論稿にも新規性に富んだ意欲的なものがあり、掲載の可否について議論が紛糾した。1 編のみの掲載は冊子体としての出版が止まってしまう掲載数であるが、極めて意欲的な論稿であっても、論証過程の審査に手心を加えるなどの易きに流れることなく審査を行った。会として難しい決断だったが、個人的には、本気の投稿に対してこちらも本気で臨むことは当然の礼儀だと考えている。

しかし、皆様に投稿をためらわせる意図は全く無いということは声を大にしてお伝えしたい。

「ハードルが高すぎる」という噂については当会も把握しているが、潜在的に優れた論稿が出し渋られていることは一委員として極めて残念である。成績や、協力教員の評価とは真逆の結果になることも珍しくないの、未投稿の論稿を手元にお持ちの方はぜひ次年度以降の投稿を再検討してほしい。

また、リサーチペーパーに限らず、広く書評や評釈等独自に書いたものも受け付けているほか、本年は投稿資格を延長し、「卒業、退学後 2 年」まで拡張した。これらの取り組みから、投稿をためらわないで欲しいという当会の意図が伝われば幸いである。それでもなお、苦心して完成させた論稿が掲載に至らなかった方々は、ひどく落胆されたことと思う。

これに応答するせめてもの誠意として、本年より希望された方には不掲載理由を開示することとした。審査の経緯をたどり、細かな点についても、注の 1 つに至るまで網羅的に検討し直す大変な作業であった。残念ながら不掲載となってしまった投稿者の皆様はぜひコメントを参考にした上で、次巻以降での再投稿をご検討いただきたい。

末筆ながら、毎年論稿の少なさや、校正スピードの遅さにもかかわらず、ご辛抱いただいている商事法務の皆様をはじめ、関係者各位に改めて感謝するとともに、次代の後輩たちが作るローレビューの発展を祈念するばかりである。

東京大学法科大学院ローレビュー第 13 期編集委員長 室 憲之介

東京大学法科大学院ローレビュー

The University of Tokyo Law Review

Vol.13 2018 年 11 月発行

編集・発行 東京大学法科大学院ローレビュー編集委員会

〒 113 - 0033

東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻内

E-mail : sl-lr@j.u-tokyo.ac.jp

<http://www.slrr.j.u-tokyo.ac.jp/>



※東京大学法科大学院ローレビュー編集委員会へのご連絡は、E-mailにてお願いいたします。

※法律で認められた場合をのぞき、本誌からのコピーを禁じます。